

2024年度

のぞみ²らい

子ども・若者応援基金



豊かな自然に恵まれた松本地域

「のぞみらい子ども・若者応援基金」は、ここで暮らし、未来への可能性にあふれた子ども・若者が健やかに育つことのできる地域社会づくりを応援する基金です。

本基金は、のぞみ総合経営グループの一員で、松本市に本社を置く、株式会社財産ネットワークス長野様が、「生活に困難を抱える子どもや若者が健やかに育ち、生き生きと生活できる環境をつくりたい」との想いで設立されました。「子どもたちが困難を克服して、未来に向かって進むことを支援したい」「これまでの活動に加えて新たな支援を始めたい」といった想いで活動を行う団体様への助成金です。



【助成金額】

一団体あたり上限**10**万円(8~10団体を予定)

【公募期間】

令和6年5月10日(金)~5月31日(金)

【申請方法・手続き】

裏面の募集要項をご確認いただき、「助成申請書」及び「収支予算書」をダウンロードし、各項目に入力の上、印刷して押印し、必要書類添付をして、原本は郵送で、電子データをE-メールにて、長野県みらい基金松本事務局へ提出してください。

※申請された内容の概要は、助成決定前に、「長野県みらいベース」上に公開いたします。



しあわせ信州

公益財団法人 **長野県みらい基金** <https://www.mirai-kikin.or.jp>

長野県みらい基金は、長野県の公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」を運営しています。



1 助成対象団体

- ①特定非営利活動法人(NPO法人)、ボランティア団体など公共的な活動を行う民間非営利の団体であること。
(規模や、法人格の有無は問いません。)
- ②主たる事務所等の所在地が松本地域にある団体であること。松本地域：松本市、塩尻市、安曇野市、筑北村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村
- ③長野県の公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」の登録団体であること。
- ④昨年度に本助成を受けていない団体であること。
- ⑤助成金の対象となる活動に関する情報の外部公開に同意いただける団体であること。
- ⑥活動実施後、活動報告書の提出に同意いただける団体であること。

2 助成対象となる活動

以下のいずれかに当てはまる活動(これから始める予定の活動も可)

- ①育児、子育てに関する活動
- ②青少年健全育成に関する活動
- ③ひとり親家庭を支援する活動
- ④障がい児を支援する活動
- ⑤その他、本制度の目的に沿うと判断される活動

3 助成金額

1団体あたり上限10万円(8~10団体を予定)

4 助成対象となる経費

活動に係る運営資金、研修費、改装・備品購入費(活動の目的に関連する備品)、人件費(活動の遂行に必要な費用)、その他この制度に沿うと判断される使途。

5 助成対象とならない経費

- ①団体の運営にかかる日常的な経費
- ②他の公的助成を受けている活動経費
- ③領収書等により支払額や支払日、使途等が確認できない経費
- ④助成金の交付日から令和7年3月31日までの期間外に発生した経費
- ⑤その他、活動を実施する上で適当でないと認められる経費

申請方法

- ①公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」の「2024のぞみみらい子ども・若者応援基金」(<https://www.mirai-kikin.or.jp/crown-program/4920/>)のウェブページから、「助成申請書」(Word形式)及び「収支予算書」(Excel形式)をダウンロードしてください。
- ②「助成申請書」及び「収支予算書」の各項目を入力の上、印刷・押印し、原本と電子データの双方を長野県みらい基金松本事務所へ提出してください。

【原本送付先】※郵送あるいは持参

公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所
〒390-0852
長野県松本市大字島立1020 松本合同庁舎2階
TEL: 0263-50-5535 FAX: 0263-50-6561

【電子データ送信先】※メール添付

E-Mail: matsumoto@mirai-kikin.or.jp



なお、助成金の申請にあたっては、原則として「長野県みらいベース」へ団体登録が必要です。登録は、募集期間に関わらず随時受け付けています。申請を希望する団体で未登録の場合は、早めに登録手続きを行ってください。団体登録の方法は「長野県みらいベース | NPOの方へ」(<https://www.mirai-kikin.or.jp/npo/>)をご覧ください。

スケジュール

- ◇公募期間 : 令和6年5月10日(金)~令和6年5月31日(金)
※当日消印有効
- ◇助成団体発表 : 令和6年6月下旬(予定)
- ◇助成金交付 : 令和6年6月下旬~令和6年7月下旬(予定)
- ◇贈呈式 : 令和6年7月(予定)
- ◇活動実施期間 : 助成金交付日~令和7年3月31日(月)まで
- ◇活動報告書の提出 : 活動終了の1か月後または令和7年4月30日(水)のいずれか早い期日までに「活動報告書」(支出証拠書類・参考資料・写真等を含む)と「事業収支報告書」を提出してください。

※活動報告は「長野県みらいベース」のウェブサイト等で外部公開します。

審査と結果公表

長野県みらい基金が設置する「のぞみみらい子ども・若者応援基金」の第三者審査委員会にて、厳正な審査を行います。審査の主な視点は次のとおりです。

- ①育児・子育て、青少年健全育成、ひとり親家庭支援、障がい児支援に寄与するか
- ②申請事業が具体的に実施可能な内容であり、かつ確実に履行できる組織体制であるか

審査結果は個別に郵送またはメールにてお知らせします。また、助成決定団体の一覧と各申請事業の概要を「長野県みらいベース」上で公表します。

お問い合わせ
お申し込み

公益財団法人 長野県みらい基金 松本事務所「のぞみみらい子ども・若者応援基金」係
〒390-0852 長野県松本市大字島立1020 松本合同庁舎2階 TEL: 0263-50-5535 FAX: 0263-50-6561
E-Mail: matsumoto@mirai-kikin.or.jp